

総点検実施結果と対応について

今回、設工認との相違事例として「加工棟廃液処理施設の堰 (MSR-21-058 参照)」と「壁貫通部 (MSR-21-055 参照)」の2件が見出されたことを踏まえ、管理総括者の下、全社体制で、再度総点検を実施した。

今回は、既に工事がおおむね完了している状態となっているが、建物、設備も含め、設工認上の記載と実際の施工状態を比較し、上記の2例のように、施工・検査を完遂するにあたり、設工認の記載が不明確な点がないかという観点に基づいて確認した。

その結果、安全機能上の問題点は見出されなかったが、設工認の記載の適正化の観点から、設工認の記載を変更するか、設備の状態を設工認に適合させることが望ましいものが2件見いだされた。

1. 確認対象

今回は、設工認申請書に対し、現場の施工あるいは現在の施工計画が設工認申請書の記載通りになっているのかどうかを対象とした。

対象は設工認申請対象の設備、建物である。

2. 確認体制

確認体制としては、全社体制で総点検を実施した。

管理総括者のもと、点検内容を検討した上で、製造部各課、安全法務課、設備技術課等、各課より必要な人員を配置し、各設備、建屋に関して点検を実施した。

総点検の結果については、設工認情報共有会議（安全・品質保証部長主催、出席者：生産管理部長、設備技術課長、設工認申請書の作成担当者、専門家を含むチェックメンバー）において、情報の共有化を図り、点検内容の確認を実施し、管理総括者及び社長に報告を行った。

3. 確認結果

すべての設備・建物を確認した結果、以下の2例が設工認との整合性に問題があるものとして抽出された。いずれも、安全機能への影響はないものの、設工認本文記載事項であることを考慮し、再施工ないしは変更の届出が必要と判断した。

その他にはいずれも設工認との整合性に問題となる事例は見出されなかった。

(1) 分光分析室 機器配置図 (5次申請 p470: 図り配-2 工場棟転換工場)

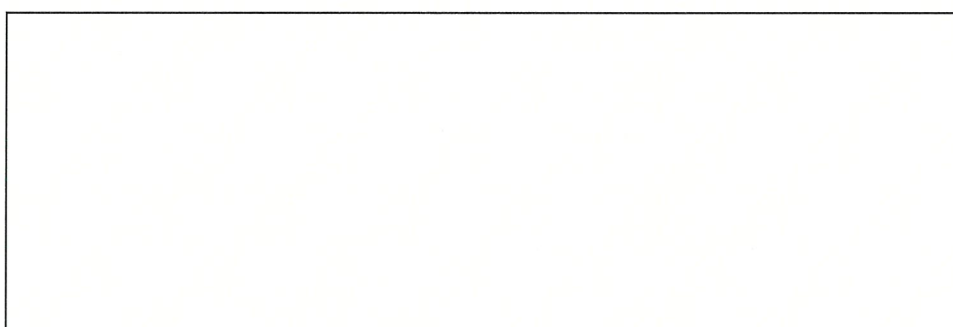
1) 設工認図と現状の比較

本設工認申請の範囲は、設備の撤去及び局排ダクトの閉止処置工事であり、撤去及び閉止処置については申請のとおり実施されている。

設工認の図では、天井がダクトの上にあるように記載されているが、実際にはダクトの下側に天井を設置することとしている（図1）。これは、工場再開後の設備の保守点検等、各種作業時で局排ダクトと接触の可能性を低減するため、天井裏にダクトを配置し、天井を復旧するものである。

これは、施工図面の承認プロセス（設工認申請書の「設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画」の「設計」段階のプロセスに準拠）の中で天井の高さを変更しても、要求事項には問題ないと判断されたものである。

天井は化粧天井であるものの、自動火災報知設備の熱感知器が取り付けられているため、安全機能を有しており、設工認での配置図を変更し、天井をダクトの下に配置するように変更を届け出ることとした。



申請書記載図

現状

図1 図り配-2 分光分析室 機器配置図

2) 設工認における天井とダクトの位置関係の要求事項

設工認における天井とダクトの上下の位置関係の要求は、特段ない。

3) 設工認を現状に合わせた場合の影響について

現状を踏まえ、今回の天井位置の変更に伴う安全機能への影響はなく、適合性への影響はない。なお、適合性への影響については、MSR-21-055R2 の資料 4 表 1 を参照。

(2) 粉末再生設備 循環槽 A・B (6次申請 p3275: 図ハ設-88 工場棟成形工場)

1) 設工認図と現状の比較

液受槽 (1) からのラインと液受槽 (2) からのラインの繋ぎこみの順序が逆にな

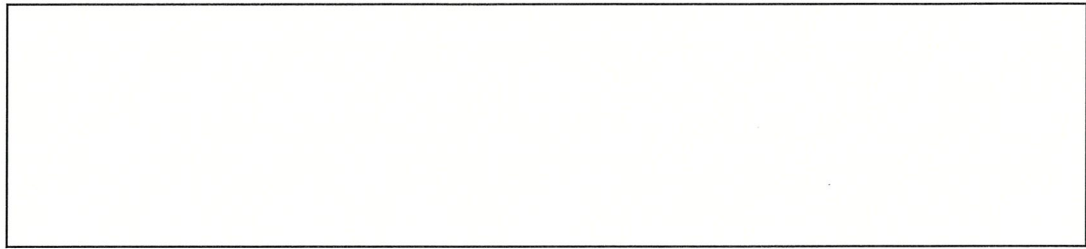
っている。

これは、現場での施工状況から、繋ぎ込み順序を変えた方が配管の引き回しが簡素化され、装置の設備管理上有利であるためである。

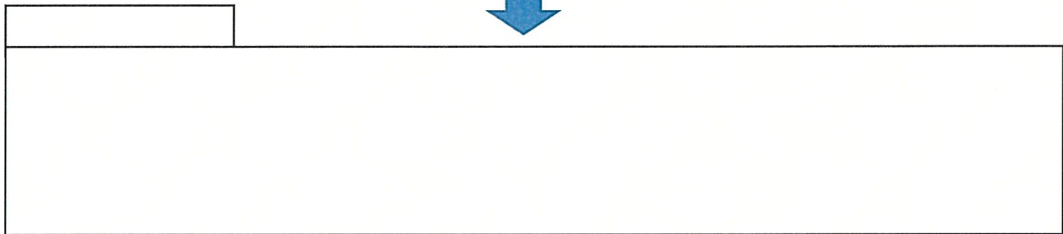
繋ぎ込み順序は安全機能と関係が無いので、設工認での説明図から変更しても問題はないと判断した。

施工図面の承認プロセス（設工認申請書の「設計及び工事に係るプロセスとその実績又は計画」の「設計」段階のプロセスに準拠）の中で液受槽(1)(2)のラインの繋ぎこみの順序を変更しても、要求事項には問題ないと判断されたものである。

しかし今回、改めて、再施工して設工認と一致させるようにすることとした。



申請書記載図



現状

図1 図ハ設-88 粉末再生設備 循環槽 A・B

2) 設工認における循環槽とラインの接続位置の要求事項

液受槽(1),(2)は同種の設備であり、また、粉末再生設備の構造上も接続位置による違いはないため、同槽からのラインの繋ぎこみ順序に関する機能上の要求はない。

3) 本件の対応について

2) 項のとおり、液受槽からの繋ぎこみ順序に関する機能上の要求はなく、設工認の機器図では、液受槽(1),(2)からのラインがあること示しているものであるため、繋ぎこみ順序を変更しても問題ないものと考えていた。

しかし、今回、設工認の機器図に合わせるべく、追加工事を実施する方針とする。

4. 不適合処理について

設工認認可後、施工図面、施工、工事検査、事業者検査の各段階において設工認との不整合となっている点を事業者として問題と考えることができなかった。この問題について真摯に受け止め、不適合処置の中で、是正措置を行い、社内で共有して再発防止を図ることとした。

以上